

第7回木津川市清掃センター建設審議会次第

日時：平成22年1月22日(金)
午後2時から
場所：木津川市全員協議会室(5階)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 第6回清掃センター建設審議会会議結果要旨について

(2) 前回審議会のまとめについて

(3) 位置選定の評価基準について

(4) クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について

(5) 答申について

4 そ の 他

5 閉 会

No. 29 平成22年1月22日

清掃センター建設審議会

第7回清掃センター建設審議会資料



前回審議会のまとめ

- 1 清掃センター建設審議会の議事の流れ
- 2 第6回清掃センター建設審議会におけるクリーンセンターの位置選定の評価項目・視点・基準（たたき台）に関する審議結果の要旨

平成22年1月22日
木津川市清掃センター推進室

前回審議会のまとめ

1 清掃センター建設審議会の議事の流れ

第1回
(H21.5.29)

- 1 委員委嘱
- 2 会長、副会長の選出
- 3 諒問「ごみ焼却場木津川工場の建設候補地の選定について」

【諒問の要旨】

現在、本市の可燃ごみについては、西部塵埃処理組合打越台環境センターにおいて焼却処理していますが、処理しきれない状況です。

また、昭和55年に稼働して以来、老朽化が相当に進んでおり、木津町、山城町及び精華町の合意事項に基づき、市民の日常生活に欠かすことのできないクリーンセンターを早期に建設することが、喫緊の課題です。

本市が昨年度に示した5つのクリーンセンターの建設候補地から望ましい建設候補地を概ね1年以内を目途に選定することについて、諒問します。

- 4 木津川市のごみの現状と清掃センター建設の必要性について
- 5 スケジュールについて



第2回
(H21.6.29)

- 1 5候補地の調査・視察
- 2 先進地事例の調査・視察・ヒアリング（枚方市）



第3回
(H21.7.10)

- 1 先進地事例の調査・視察・ヒアリング（橿原市、尼崎市）



第4回
(H21.8.10)

- 1 先進地事例の調査・視察・ヒアリングのまとめ
- 2 クリーンセンター施設のコンセプト・目標について
- 3 5候補地の調査・視察のまとめ
- 4 クリーンセンター立地のコンセプト・目標について
- 5 クリーンセンター建設に向けての目標について



第5回
(H21.10.2)

- 1 位置選定の手順と評価方法について
- 2 クリーンセンター施設・立地のコンセプトに基づく位置選定の評価項目等について



第6回
(H21.11.20)

- 1 位置選定の評価項目・評価視点・評価基準について



第7回
(H22.1.22)

- 1 位置選定の評価基準について
- 2 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について など

2 第6回清掃センター建設審議会におけるクリーンセンターの位置選定の評価項目・視点・基準（たたき台）に関する審議結果の要旨

評価項目及び視点

○評価項目について、「自然環境的景観等との調和」、「埋蔵文化財の保護・自然災害危険性の回避」を含め、18項目により総合的に評価することとする。

評価基準（たたき台）

評価項目	修正意見の結果の要旨
①環境都市のシンボル・ランドマークとしての活用度	・人口重心からの距離により評価するよう修正する。
②周辺環境への影響度	・たたき台のとおり了承された。
③住民の監視	・たたき台のとおり了承された。
④住民の利用度	・たたき台のとおり了承された。
⑤災害時の地域支援機能の確保	・基準の区分に漏れがないか確認し、必要に応じ修正する。
⑥同種施設の立地状況	・たたき台のとおり了承された。
⑦他の近隣自治体への影響度	・クリーンセンターと近隣市及び近隣市の市街地・集落の距離等との関係について、区分を明確にし、基準の区分に漏れがないよう、表現を点検する。
⑧前面道路等の幅員等の状況	・たたき台のとおり了承された。なお、前面道路と主要道路に誤解が生じないよう、表現を整理する。
⑨前面道路等の交通量	・たたき台のとおり了承された。
⑩環境ゾーン整備の可能性	・たたき台のとおり了承された。
⑪市街地・集落との近接状況	・クリーンセンターと近接する住宅、市街地・集落との距離関係について、区分を明確にするため、表現を修正する。
⑫供給処理施設の確保	・たたき台のとおり了承された。
⑬用地確保の容易性	・たたき台のとおり了承された。
⑭造成工事の容易性	・たたき台のとおり了承された。
⑮収集運搬の合理性、経済性	・たたき台のとおり了承された。
⑯収集運搬の経路	・たたき台のとおり了承された。なお、基準の区分に漏れがないよう、表現を点検する。

※いずれの評価項目についても、基準の区分に漏れがないかどうか確認をし、基準として漏れのないよう補強する。

その他の

- クリーンセンターの施設及び立地に対するコンセプト・目標などの審議経過を踏まえたクリーンセンターの建設・稼働に向けて、審議会として考える配慮事項をとりまとめることが必要である。
- 候補地によっては、廃棄物が埋設されている箇所があり、土地の掘削等による攪拌により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある。このため、該当する候補地が建設用地になった場合は、廃棄物処理法等の関連法令の規定に基づき、廃棄物を適正に処分することが必要である。

(素案)

クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について

ごみ焼却場木津川工場（以下、「クリーンセンター」という。）を建設するに当たっては、市民、議会、行政が一体となって取り組むことが必要です。

今般の答申にあたり、本審議会での審議過程において委員から出された意見に基づき、下記のとおりクリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項をとりまとめました。

記

1 現状認識と早期建設・稼働に向けた取り組みの推進

木津川市にとって、クリーンセンターの建設は、市民の日常生活に直接影響のある緊急かつ最も重要な課題であると考える。

現在、木津川市から排出される一般廃棄物の可燃ごみは、木津川市と精華町で構成する西部塵埃処理組合の打越台環境センターにおいて、焼却処理をしているが、稼働後約30年が経過し、老朽化が相当に進み、大規模改修をしたとしても数年しか稼働することが出来ない状況にある。

加えて、木津川市から発生する一般廃棄物については、関西文化学術研究都市の宅地開発などの人口増加により、打越台環境センターの処理能力を超える分については、民間事業者に処分を委託しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨に基づくごみ処理に対する地方自治体としての責務が果たせているとは言い難い状況が、数年、続いている。

については、本審議会で審議した内容を活かして、クリーンセンターの建設・稼働の早期実現を目指し、その取り組みを更に積極的に推進すること。

2 安全、安心及び安定したクリーンセンター施設の確保

(1) 施設の性能確保

施設整備に際しては、我が国のクリーンセンターの技術と経験の蓄積による最新、最良の技術を取り入れ、環境（臭気、排ガス、排水等）対策はもとより、安全、安心及び安定等に配慮することが必要である。

クリーンセンターは高度な技術を集結して作り上げる必要があることから、施設の性能を確保するため、専門技術的な視点に基づく検討を十分に行うこと。

また、施設用地については概ね3haを確保し、関西文化学術研究都市の中核地として相応しい木津川市がイメージできるよう、施設の外観・外構について、周辺環境との調和・景観・デザイン等に配慮するなど、市民に親しまれる施設計画とすること。

(素案)

(2) 施設の適切な維持管理

施設の維持管理については、運転マニュアルを遵守し、確実かつ安定した施設の稼働を確保することを基本とした上で、コスト縮減の観点を十分配慮した運営に努めること。

(3) 情報公開の推進

クリーンセンターの建設に際しては、市広報やホームページなどを活用した情報公開や周辺住民による環境保全のための組織の設立などに努めること。

また、施設稼働後、排ガス等に関するデータの情報公開に努め、市民に信頼される施設運転に努めること。

(4) 環境影響に係る調査への周辺住民の参加

クリーンセンターの建設に先立ち実施する環境影響に係る調査については、法令に規定する手続きに基づき実施することは当然のことであるが、特に建設候補地の周辺住民の生活や自然環境に対する現状把握、さらに不安、心配を払拭するためにも、その調査の項目・位置の検討に際しては、専門的な観点からの意見等に加え、周辺住民の意見を聞くなどの配慮に努めること。

3 地域活性化等に役立つクリーンセンターの有効活用施策の展開

(1) 環境学習の学びの場等の確保

地球温暖化対策をはじめ、さまざまな環境問題に対処するためには、市民が環境に対する関心を持ち、住民、事業者及び行政が環境問題について共通した認識の下で、協働して対策を実行することが大切であることから、木津川市として積極的に環境学習に取り組むことが特に重要である。

クリーンセンターは、循環型社会を形成する上で、木津川市において重要な基幹的な施設となることから、全ての市民を対象とした環境学習の学びの場等として、クリーンセンターを活用するとともに環境に関する各種の情報を発信する機能を確保すること。

(2) 災害時における地域支援機能の確保

近年、台風・集中豪雨や地震などにより、全国各地で自然災害による深刻な被害が報道されている。幸いにも、木津川市域内においては、大規模な災害は発生していないが、万一、災害を被った場合、周辺住民、地域住民が安全に避難できる避難場所等として活用できるように整備されたい。

また、クリーンセンターの整備に際しては、災害に強い施設・災害時に

(素案)

おける周辺住民、地域住民の地域支援の拠点として活用することを想定した施設計画とすること。

(3) 環境ゾーンの整備に向けた取り組み

長期的な視野の下で、クリーンセンターを核とした環境ゾーン(概ね10ha以上)を設定し、環境学習に加えて、住民が自然とふれあう場や人々の交流の場となるよう、地域住民の要望・意見等を取り入れた計画づくりを進め、実現を目指すこと。

また、クリーンセンターの建設に際しては、雨水や太陽光などを利用した設備を積極的に取り入れ、自然調和型の施設整備を目指すこと。

4 ごみの収集運搬車両に対する配慮

ごみ収集運搬車両の通行に際しては、生活道路（国道、府道、都市計画道路等の主要道路を除く道路をいう。）を通過経路として使用しないよう配慮するとともに、特に周辺地域での交通安全対策に万全を期し、また運搬途中にごみ等がこぼれ落ちることのないように、収集運搬に携わる者に対する研修・交通マナーの遵守等を徹底すること。また、収集運搬車の洗浄やクリーン化に極力努めること。

5 ごみの減量・分別の推進

現時点におけるクリーンセンターの計画規模については、平成19年度における木津川市及び精華町における燃やすごみ及び廃プラスチック・ビニール類（容器包装リサイクル対象を除く）の発生原単位を基に算定したものであるが、引き続き、ごみの減量・分別の推進とごみの発生量の把握に努め、実際の施設整備にあたっては、ごみの将来量を適切に予測し施設規模を定めること。

特にクリーンセンターの建設にあたり、クリーンセンター周辺住民の気持ちを考慮して、ごみの減量・分別を更に進め、また環境に対する負荷等を最小限にするための対策について、全市民が連携・協働して取り組むべきである。

また、ごみの減量・分別については、市民のごみに関する関心を高めクリーンセンターの延命化にもつながることから、全市民が一体となって、ごみの減量・分別に協力するとともに、ごみの発生抑制を図るなど、具体的な仕組みづくりや行動計画を検討し、実施すること。

以上。

参考	平成 22 年 1 月 22 日
清掃センター建設審議会	

(素案)

平成年月日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市清掃センター建設審議会

会長 和田 安彦

ごみ焼却場木津川工場の建設候補地の選定について（答申）

平成 21 年 5 月 29 日付け、1 木ま第 194 号にて諮問のありましたごみ焼却場木津川工場（以下、「クリーンセンター」という。）の建設候補地の選定の件について、市民の視点を重視するとともに幅広い観点から慎重かつ集中した審議を重ねた結果、下記のとおり結論に至りましたので答申いたします。

記

1 建設候補地の選定結果について

木津川市が昨年度に示した 5 つのクリーンセンターの建設候補地のうち、「候補地一〇（木津川市〇〇〇）」が最適地と判断し、望ましい建設候補地に選定いたします。

2 建設候補地の選定理由について

建設候補地の選定理由については、別紙 1 のとおりです。

3 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について

本審議会での審議過程において各委員から出された多くの意見に基づき、クリーンセンター施設整備にあたって配慮すべき事項について、別紙 2 のとおりとりまとめましたので、今後、これらの趣旨、内容が活かされクリーンできれいな都市施設、さらに役立つ施設として一日も早く、クリーンセンターの建設・稼働が実現されるようお願いします。

以上。

建設候補地の選定理由

木津川市清掃センター建設審議会（以下、「審議会」という。）は、新たなクリーンセンターの建設候補地として、木津川市が昨年度に示した5つの建設候補地のうち、「候補地一〇（木津川市〇〇〇）」を望ましい候補地として答申しました。

答申に至るまでには、木津川市の可燃ごみの処理の現状、今後のごみ処理量、施設規模及び必要となる用地面積などの与件を踏まえ、クリーンセンターの建設候補地の現地視察はもとより、近隣市に立地する先進クリーンセンターを視察し、我が国の最新の技術と豊富な経験を活かしたクリーンセンターの現状について視察・調査を致しました。

これらの与件及び調査等に基づき、市民の立場から必要かつ望ましい条件を満たしたクリーンセンター施設・立地に対するコンセプト・目標像についての基本的な方向性を整理の上、この方向性に基づき、建設候補地の位置選定を行うための評価項目、評価の視点及び評価基準を定めました。

この評価基準に5つの建設候補地の状況を照らして評価した結果、「候補地一〇（木津川市〇〇〇）」が、最も望ましい候補地であるとの結論に至りました。

審議の手順【概要図】

